

# 特許協力条約

発信人 日本国特許庁（国際調査機関）

代理人 稻葉 良幸  様		PCT 国際調査機関の見解書 (法施行規則第40条の2) [PCT規則43の2.1]
あて名 〒106-6123 日本国東京都港区六本木6-10-1 六本木ヒルズ森タワー23階 TM I 総合法律事務所		発送日 (日.月.年) 09.05.2017
出願人又は代理人 の書類記号 S2576AIP0014	今後の手続については、下記2を参照すること。	
国際出願番号 PCT/JP2017/005130	国際出願日 (日.月.年) 13.02.2017	優先日 (日.月.年)
国際特許分類 (IPC) Int.Cl. A63F13/80(2014.01)i, A63F5/04(2006.01)i		
出願人 (氏名又は名称) セガサミークリエイション株式会社		

## 1. この見解書は次の内容を含む。

- 第I欄 見解の基礎  
 第II欄 優先権  
 第III欄 新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についての見解の不作成  
 第IV欄 発明の單一性の欠如  
 第V欄 PCT規則43の2.1(a)(i)に規定する新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についての見解、それを裏付けるための文献及び説明  
 第VI欄 ある種の引用文献  
 第VII欄 国際出願の欠陥  
 第VIII欄 国際出願についての意見

## 2. 今後の手続

国際予備審査の請求がされた場合は、出願人がこの国際調査機関とは異なる国際予備審査機関を選択し、かつ、その国際予備審査機関がPCT規則66.1の2(b)の規定に基づいて国際調査機関の見解書を国際予備審査機関の見解書とみなさない旨を国際事務局に通知していた場合を除いて、この見解書は国際予備審査機関の最初の見解書とみなされる。

この見解書が上記のように国際予備審査機関の見解書とみなされる場合、様式PCT/ISA/220を送付した日から3月又は優先日から22月のうちいずれか遅く満了する期限が経過するまでに、出願人は国際予備審査機関に、適当な場合は補正書とともに、答弁書を提出することができる。

さらなる選択肢は、様式PCT/ISA/220を参照すること。

見解書を作成した日 19.04.2017		
名称及びあて先 日本国特許庁 (ISA/JP) 郵便番号 100-8915 東京都千代田区霞が関三丁目4番3号	特許庁審査官 (権限のある職員) 前地 純一郎	2D 5712
電話番号 03-3581-1101 内線 3241		

## 第I欄 見解の基礎

1. 言語に関し、この見解書は以下のものに基づき作成した。

- 出願時の言語による国際出願  
 出願時の言語から国際調査のための言語である \_\_\_\_\_ 語に翻訳された、この国際出願の翻訳文  
(PCT規則12.3(a)及び23.1(b))

2. [ ] この見解書は、PCT規則91の規定により国際調査機関が許可した又は国際調査機関に通知された明らかな誤りの訂正を考慮して作成した (PCT規則43の2.1(b))。

3. この国際出願で開示されたヌクレオチド又はアミノ酸配列に関して、以下の配列表に基づき見解書を作成した。

- a. [ ] 出願時における国際出願の一部を構成する配列表  
 附属書C/ST.25テキストファイル形式  
 紙形式又はイメージファイル形式
- b. [ ] 国際出願とともに、PCT規則13の3.1(a)に基づき国際調査のためにのみ提出された、附属書C/ST.25テキストファイル形式の配列表
- c. [ ] 国際出願日後に、国際調査のためにのみ提出された配列表  
 附属書C/ST.25テキストファイル形式(PCT規則13の3.1(a))  
 紙形式又はイメージファイル形式(PCT規則13の3.1(b)及びPCT実施細則第713号)
4. [ ] さらに、複数の版の配列表又は配列表の写しが提出され、変更後の配列表又は追加の写しに記載された情報が、出願時における配列表と同一である旨、又は出願時における国際出願の開示の範囲を超えない旨の陳述書の提出があった。

5. 補足意見 :

第V欄 新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についてのPCT規則43の2.1(a)(i)に定める見解、それを裏付ける文献及び説明

1. 見解

新規性 (N)	請求項 請求項	1-8	有 無
進歩性 (I S)	請求項 請求項	1-8	有 無
産業上の利用可能性 (I A)	請求項 請求項	1-8	有 無

2. 文献及び説明

文献1 : JP 2009-450 A (アルゼ株式会社)

2009.01.08, 段落[0016], [0032], [0059], [0078], [0095]-[0096],  
図1, 19, 24  
& US 2008/0318667 A1, 段落[0043], [0062], [0091], [0110], [0127]-[0128],  
図1, 19, 24

文献2 : JP 2016-165408 A

(ユメ ゲーミング シンガポール プライベート リミテッド)  
2016.09.15, 段落[0083]  
& WO 2016/143614 A1

文献3 : JP 2004-236828 A (株式会社大一商会)

2004.08.26, 段落[0049]  
(ファミリーなし)

文献4 : JP 2006-263319 A (サミー株式会社)

2006.10.05, 段落[0057]  
(ファミリーなし)

(補充欄へ続く)

## 補充欄

いずれかの欄の大きさが足りない場合

第 V 欄の続き

請求項 1, 7 – 8 に係る発明は、国際調査報告で引用された文献 1 – 2 から進歩性を有しない。

文献 1 (特に、段落[0032], [0078]及び図 19) には、「制御部 (メイン C P U 4 2) 及び記憶部 (R O M 4 4) を備えたゲーム装置 (スロットマシン 1) であって、前記制御部は前記記憶部に記憶されたプログラムを実行することにより、

所定のシンボル (W I L D シンボル 4 5 H) を含む複数のシンボルからなる第 1 のシンボルセット (通常リール帶 5 5) に含まれるシンボルを複数の表示領域のそれぞれに順次表示させることにより複数の前記表示領域におけるシンボルの表示を変更させ、所定のタイミングで前記シンボルの表示の変更を停止させること (通常ゲーム) と、

所定の条件を満たした場合に、前記第 1 のシンボルセットよりも多い割合の前記所定のシンボルを含む複数のシンボルからなる第 2 のシンボルセット (特別リール帶 5 6) に含まれるシンボルを前記複数の表示領域のそれぞれに順次表示させることにより複数の前記表示領域におけるシンボルの表示を変更させ、所定のタイミングで前記シンボルの表示の変更を停止させること (フリーゲーム) と、

を実現するように構成されたゲーム装置。」  
が記載されている。

文献 2 には、ゲームマシンに関して、当選の期待値に応じて背景の画像が変化する点 (段落[0083]) が記載されている。

文献 1 には、W I L D シンボル 4 5 H は、スキヤッタシンボルを除きいずれのシンボルにも代用可能なシンボルである点 (段落[0059]) が記載されていることを考慮すると、文献 1 に記載されたゲーム装置において、所定のシンボル (W I L D シンボル 4 5 H) の割合の多い第 2 のシンボルセット (特別リール帶 5 6) の方が第 1 のシンボルセット (通常リール帶 5 5) よりも当選の期待値が高いことは明らかであるから、第 2 のシンボルセット (特別リール帶 5 6) を表示する際に所定の演出 (画像) を表示することは、当業者が容易になし得たことである。

また、請求項 7 – 8 についても同様である。

請求項 2 – 3 に係る発明は、文献 1 – 2 から進歩性を有しない。

文献 1 (特に、段落[0095]–[0096]及び図 24) には、通常ゲームで用いられるリール帶よりも W I L D シンボルの割合が多い第 1 特別リール帶、及び、第 1 特別リール帶よりも W I L D シンボルの割合が多い第 2 特別リール帶を備える構成が記載されている。

文献 1 に記載されたゲーム装置において、W I L D シンボルの割合が多いほど当選の期待値が高いことは明らかであるから、W I L D シンボルの割合に応じた画像を表示することは、当業者が容易になし得たことである。

## 補充欄

いずれかの欄の大きさが足りない場合

第 V 欄の続き

請求項 4 に係る発明は、文献 1 – 2 から進歩性を有しない。

文献 1（特に、段落[0016]及び図 1）には、通常ゲームにおいてスキャッタシンボルが表示されたリール帯を、特別リール帶に変更する点が記載されている。

文献 1 に記載されたゲーム装置において、特別リール帶の数が多いほど当選の期待値が高いことは明らかであるから、特別リール帶の数に応じた画像を表示することは、当業者が容易になし得たことである。

請求項 5 に係る発明は、文献 1 – 3 から進歩性を有しない。

文献 3 には、遊技機に関して、所定確率で実際のモードと異なった演出を行う点（段落[0049]）が記載されている。

文献 1 に記載されたゲーム装置において、通常ゲームを行っているときに、所定の確率で通常ゲームの演出とは異なる演出を行うことは、当業者が容易になし得たことである。

請求項 6 に係る発明は、文献 1 – 4 から進歩性を有しない。

文献 4 には、スロットマシンに関して、遊技結果が決定するまで（少なくとも 1 つのリールの回転中）に、当選可能性がどの程度であるか等を報知する点（段落[0057]）が記載されている。

文献 1 に記載されたゲーム装置において、リールの停止の後（少なくとも 1 つのリールの回転中）に、当選可能性がどの程度であるか等を報知することは、当業者が容易になし得たことである。